

3 申込資格

① 申込みの資格

県営住宅に申し込まれる方は、次の(1)～(5)の全ての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 申込者が成人（婚姻した未成年者を含む。）であること。
- (2) 現に同居し、または同居しようとする親族（以下「同居親族」という。）がいること。
ただし、11 ページ③に該当する方は、単身でも申込みできます。
夫婦（婚約者及び内縁関係にある方を含む。）または親子を主体とした家族であること。
家族を不自然に分離または集合して申し込むことはできません。
婚約で申込み後、抽選で仮当選した場合、入居指定日から2か月以内に入籍する誓約書が必要となります。
- (3) 世帯の収入（月収額）が所定の基準に該当すること。
一般県営住宅・準特定優良賃貸住宅…15万8千円以下
ただし、11 ページ④に該当する方（裁量階層）は、21万4千円以下
特定公共賃貸住宅・みなし特定公共賃貸住宅…15万8千円以上48万7千円以下
収入の計算方法は、12 ページ⑤を参照してください。
- (4) 住宅を必要としている方であること。
一般県営住宅・準特定優良賃貸住宅については、住宅に困窮している方であること。
次のような方が該当します。
例) ○他の世帯との同居により著しく生活上の不便をきたしている。
○同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
○収入と比べて著しく高額な家賃を払っている。
○家主などから正当な理由により立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。
- (5) 下記②に該当しないこと。

② 申込みができない方

次の方については、申込みができません。

- (1) 現に申込者または同居親族の名義の持家を所有している方
- (2) 現に県内の公営住宅等に住んでいる方
- (3) 申込者または同居親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金・延滞金を滞納している方（全額納入しない限り、申込みできません）
- (4) 申込者または同居親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金・延滞金を滞納している方と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実がある方
- (5) 県税を滞納している方（全額納入しない限り、申込みできません）
- (6) 家族を不自然に分離または集合した方。夫婦（離婚調停中で、離婚が成立していない方を含む）が別居する申込みはできません（配偶者からの暴力被害者等を除く）
- (7) 申込者または同居親族が暴力団員の方